

銚田市中心企業信用保証料補給金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、銚田市中心企業事業資金融資あっせん条例（平成17年銚田市条例第123号。以下「条例」という。）に基づき、融資を受けたものに対し、予算の範囲内において信用保証料の一部を補給することにより、中小企業金融の円滑化を図りその振興を促進することを目的とする。

(補給金交付の対象)

第2条 前条に規定する市が負担する信用保証料（以下「補給金」という。）は、条例に基づき保証協会の保証債務を受け、金融機関から事業資金の融資を受けた債務者に対して交付するものとする。

(補給金の額)

第3条 補給金の額は、中小企業者が負担する初年度保証料（全体の60パーセント以内。なお、令和2年4月1日から令和3年3月31日の期間については新型コロナウイルスの影響により100パーセント）とする。ただし、延滞保証料については除くものとする。

(補給金交付申請の手続)

第4条 中小企業者が第2条の規定により補給金の交付を受けようとするときは、条例第11条の規定に基づき、融資保証のあっせんの申込みをする際に保証料補給金交付申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(補給金の交付)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、債務者に対して交付するものとする。

(補給金交付の取消し等)

第6条 市長は、自治金融審査会（以下「審査会」という。）で承認されたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査会の審査に付し、補給金交付を取り消し、又は交付した補給金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この訓令に違反し、又は申請について不正の行為があったとき。
- (2) 市長の指示命令に従わないとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の銚田町中小企業信用保証料補給金交付要項（昭和62年銚田町訓令第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、令和2年6月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。